

2 進行の防止		
中柱	小柱・施策	ページ
(1) 相談支援体制の充実・強化	<b>ア 相談支援体制の強化</b>	71
	○依存症の専門相談支援体制の強化	72
	○精神保健福祉相談事業（再掲）	72
	○事業者等の取組との連携	72
	○相談窓口の周知	72
	○依存症治療拠点機関等連携会議における検討	72
	○依存症相談拠点機関連携会議における検討	72
	<b>イ ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題に係る相談支援</b>	73
	○多重債務相談窓口の周知	73
	○包括相談会の開催	73
	○暮らしとこころの相談会	73
	○消費生活相談	74
	○配偶者等暴力相談	74
	○「子ども・家庭 110 番」「児童相談虐待対応ダイヤル」「児童相談所相談専用ダイヤル」の設置	74
	○人権・子どもホットラインの設置	74
○支援を要する児童へのメンタルフレンドの派遣	74	
○かながわ女性の不安・困りごと相談室	74	
<b>ウ 相談支援対応の人材育成</b>	75	
○支援者向け研修	75	
○地域生活支援研修・依存症相談対応研修の実施	76	
○消費生活相談員への研修	76	
○生活保護関係職員への研修	76	
○県生活困窮者自立支援制度都道府県研修事業	76	
○女性相談所、児童相談所等関係機関等への研修	76	
○薬物乱用防止指導員への研修	76	

中柱	小柱・施策	ページ
(1) 相談支援体制の充実・強化	<b>エ 家族等に対する支援の充実</b>	77
	○依存症相談拠点機関を中心とした相談支援体制の強化	78
	○依存症家族講座の実施	78
	○『家族のためのワークブック』による情報提供	78
	○精神保健福祉相談事業（再掲）	78
	○事業者等の取組との連携（再掲）	78
	○ケアラー支援専門員配置事業	78
	○ケアラーコールセンター事業	78
	○ケアラー居場所づくり支援事業	79
	○かながわケアラー支援ポータルサイト	79
(2) 治療支援体制の充実	<b>オ 職域における支援の促進</b>	80
	○産業保健総合支援センターとの連携	80
	○職域における普及啓発の推進（再掲）	80
(2) 治療支援体制の充実	<b>ア 医療提供体制の充実</b>	81
	○依存症専門医療機関の指定	82
	○依存症治療拠点機関を中心とした医療提供体制の充実	82
	○地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業の実施	82
	○依存症治療拠点機関等連携会議における検討（再掲）	82
	○地域医療連携体制整備事業	82
	○かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供（再掲）	83
	<b>イ 医療の質の向上</b>	84
	○依存症医療研修	84
	○集団治療回復プログラムの普及	84
	○依存症治療拠点機関等連携会議における検討（再掲）	84
	<b>ウ 関係機関との連携体制の強化</b>	85
	○依存症治療拠点機関等連携会議における検討（再掲）	85
○実態調査を踏まえた切れ目ない支援の検討	86	
○県ギャンブル等依存症対策推進協議会における検討・連携（再掲）	86	

## (1) 相談支援体制の充実・強化

---

### ア 相談支援体制の強化

#### 【現状】

- ・ 県や政令市では、それぞれの精神保健福祉センターを依存症相談拠点と位置付け、ギャンブル等依存症を含む依存症に関する本人やその家族等からの相談支援を行っています。
- ・ また、保健福祉事務所・センターや保健所においても、依存症に関する電話相談等に対応しています。
- ・ さらに、相談支援の実態や課題等、現状の把握を行うため、令和2（2020）年度に「依存症に係る社会資源実態調査」を実施するとともに、毎年度「県民ニーズ調査」にて依存症に対するイメージや相談場所に関する理解度を測っています。

#### 【課題】

- ・ 自分が依存症であることを認められない傾向や、非難を恐れる気持ちから相談や治療につながりづらいという傾向があることから、様々な関係機関が密接に連携し、確実に相談や治療につながるような体制づくりが必要です。
- ・ また、令和2（2020）年度に、県が実施した「依存症に係る社会資源実態調査」の結果を踏まえ、医療機関や他の相談機関、自助グループや回復支援施設との連携のあり方を検討し、体制づくりを進めていく必要があります。
- ・ さらに、令和4（2022）年度の県民ニーズ調査では、依存症に関する相談窓口として、行政機関（精神保健福祉センター、保健所など）があまり知られていないという結果であり、今後更なる周知を行う必要があります。

**【施策】**

◇ 依存症の専門相談支援体制の強化

依存症相談拠点として選定した県精神保健福祉センターにおける依存症の専門相談（電話相談・面接相談）により、ギャンブル等依存症の本人、その家族等及び支援者向けの相談支援の強化を図ります。

◇ 精神保健福祉相談事業（再掲）

保健福祉事務所・センター、市保健所において、こころの健康について悩みがある方の電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。

◇ 事業者等の取組との連携

事業者等が行う本人・家族申告によるアクセス制限の取組や面接相談と依存症相談拠点機関等との取組の連携を進めます。

◇ 相談窓口の周知

精神保健福祉センター作成のホームページやリーフレットの発信及び市町村や関係機関のホームページやリーフレット、広報誌等の紹介により、ギャンブル等依存症に関連した相談窓口の更なる周知を図ります。

◇ 依存症治療拠点機関等連携会議における検討

依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。

◇ 依存症相談拠点機関連携会議における検討

県及び政令市の依存症相談拠点機関を構成員とした「依存症相談拠点機関連携会議」において、密接な連携を図るとともに情報や課題を共有し、ネットワークの構築や、必要な施策を検討します。

## イ ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題に係る相談支援

### 【現状】

- ・ ギャンブル等依存症には様々な背景があり、またギャンブル等にのめり込んだ結果として、依存症の発症だけでなく、様々な問題につながる可能性があります。
- ・ また、神奈川県統計センター「労働力調査」によると女性は25～34歳をピークに正規雇用率が減少しているなど、女性の就労機会の減少の状況は深刻であり、社会的に孤立した女性を早期に見つけ出して適切な支援につなげることが引き続き急務とされています。

### 【課題】

- ・ 多重債務や家庭内暴力、ケアラー・ヤングケアラーなど、ギャンブル等依存症に関連して生じる様々な問題に対する相談窓口を設けるとともに、必要に応じて悩みに応じた窓口を案内するなどの対応が求められます。
- ・ 女性が抱える問題の多くは複合的な課題を抱え自立までに時間がかかり、手厚い支援を必要としているため、継続的に相談対応を行う必要があります。

### 【施策】

#### ◇ 多重債務相談窓口の周知

県内市町村の多重債務相談窓口に関するリーフレットの作成・配布、県ホームページで相談窓口を周知することにより、現に多重債務状態（ギャンブル等依存症に起因するものを含む）に陥っている人等に、できるだけ早い段階で相談窓口を案内し救済につなげます。

#### ◇ 包括相談会の開催

複数の分野にまたがる相談内容に保健、福祉、司法、医療等の専門家がワンストップで相談を受ける「包括相談会」を実施します。

◇ 暮らしとところの相談会

法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとところの相談会」に対して支援を行います。

◇ 消費生活相談

消費生活相談の際に、ギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合には、国から示されたマニュアルに基づき、適切な専門機関を紹介します。

◇ 配偶者等暴力相談

県の配偶者暴力相談支援センターでは、DV相談の中で、依存症（ギャンブル等の問題）に関する要因が背景に含まれていると考えられる場合には、精神保健福祉センター等の相談窓口の情報提供を行います。

◇ 「子ども・家庭 110 番」「児童相談虐待対応ダイヤル」「児童相談所相談専用ダイヤル」の設置

子どもや家庭について相談を受け付けるとともに、児童虐待相談（通告）を 24 時間 365 日いつでも対応できるようにすることによって、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図ります。

◇ 人権・子どもホットラインの設置

いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的に、子ども専用の電話相談を受け付けます。

◇ 支援を要する児童へのメンタルフレンドの派遣

ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の兄・姉世代に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図る取組を進めます。

◇ かながわ女性の不安・困りごと相談室

仕事が減り生活が苦しい、社会とのつながりが持てないなど、不安や生活上の課題を抱える県内女性を支援するための相談を行います。また、面接相談、訪問支援、居場所の提供も行います。かながわ女性の不安・困りごと相談の中で、依存症（ギャンブル等の問題）に関する要因が背景に含まれていると考えられる場合には、精神保健福祉センター等の相談窓口の情報提供を行います。

## ウ 相談支援対応の人材育成

### 【現状】

- ・ 相談支援対応の人材育成を行うため、依存症相談拠点・治療拠点機関により、ギャンブル等依存症の相談員等に対して、研修を行っています。

### 【課題】

- ・ ギャンブル等依存症に至る背景には様々な要因があることから、相談員の対応力の向上が必要です。
- ・ また、本人や家族等が相談する相談先も依存症相談窓口だけでなく、多重債務や生活困窮等、多岐にわたっていることから、様々な相談窓口の相談員がギャンブル等依存症の正しい知識を有して、相談に対応することが求められます。
- ・ 人材育成においては、医療・福祉分野の知識だけでなく、ギャンブル等依存症の進行・再発防止に資する司法・金融制度などの知識についても普及を進める必要があります。

### 【施策】

#### ◇ 支援者向け研修

依存症相談拠点機関において、依存症患者への相談支援を行う者を対象とした対応力向上のための研修を実施し、相談窓口担当者がギャンブル等依存症の背景にある様々な問題を理解し、相談機関、治療機関、自助グループや回復支援施設等の情報提供や、必要な支援につなげられるよう取り組みます。

また、「貸付金自粛制度<sup>※1</sup>」など、ギャンブル等依存症の進行・再発防止に資する制度についても、研修を通じて周知します。

---

※1 ご本人自らを自粛対象者とする旨または法定代理人等の申告により、貸付自粛情報を信用情報機関に登録し、一定期間、当該信用情報機関の会員に対してその情報を提供する制度。(金融庁HPより一部引用)

◇ 地域生活支援研修・依存症相談対応研修の実施

依存症治療拠点機関において、依存症患者の早期発見・早期介入を目的として、患者本人やその家族等に対応する機会がある職員（市町村や保健福祉事務所・センター、関係機関等の職員）を対象とした研修を実施します。

その中で、「貸付金自粛制度」など、ギャンブル等依存症の進行・再発防止に資する制度についても、研修を通じて周知します。

◇ 消費生活相談員への研修

消費生活相談員等に対して、自所属や関連機関等が実施する研修の機会を利用して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や最新の情報提供・共有します。

◇ 生活保護関係職員への研修

生活保護担当ケースワーカー及び査察指導員への研修等の機会を活用し、ケースワーカー等に対して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供します。

◇ 県生活困窮者自立支援制度都道府県研修事業

県内自治体の実施する生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の従事者の資質の向上を図る研修等の機会を活用し、従事者に対して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供します。

◇ 女性相談所、児童相談所等関係機関等への研修

女性相談所の職員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャー等を対象としたギャンブル等依存症についての知識の向上のための研修を実施します。

◇ 薬物乱用防止指導員への研修

薬物乱用防止指導員の研修の機会を活用し、薬物乱用防止指導員に対して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供します。



## 工 家族等に対する支援の充実

### 【現状】

- ・ 依存症は本人だけでなく、その周囲の方の生活にも支障を生じさせる可能性があり、家族や支援者への支援が重要です。
- ・ 依存症治療拠点機関、依存症相談拠点機関及び保健福祉事務所・センター等において、面接相談、電話相談、家族講座等の家族支援を行っています。
- ・ ケアラーとは、介護や看病を必要とする身近な人などをケアしている人のことで、ギャンブル、アルコール、薬物等への依存に問題を抱える本人をケアしている家族なども含まれます。
- ・ 家族等のケアをすること自体は素晴らしいことですが、ケアラーの中には、一日中つきっきりでケアをせざるを得ない等の過度なケア負担により、自分の望む人生や日々の暮らしが送れなかったり、不本意な離職等が重なって社会との接点がなくなり、孤立に追い込まれたり、大きな課題となっています。

### 【課題】

- ・ ギャンブル等依存症は、誰でもなる可能性があり、適切な相談や治療等の支援により回復ができる病気であることを社会全体で正しく理解し、生きづらさや孤独を抱えた家族等に対して、関係機関が連携して切れ目ない支援を行う必要があります。
- ・ ケアラーは年齢や属性が様々であるため、既存の各種支援制度のはざまに陥りがちで、必要な支援を受けにくいことから、ケアラーを支援する体制の整備が必要です。

**【施策】**

◇ 依存症相談拠点機関を中心とした相談支援体制の強化

依存症相談拠点として選定した県精神保健福祉センターにおける依存症の専門相談（電話相談・面接相談）により、ギャンブル等依存症の本人、その家族等及び支援者向けの相談支援を行うほか、「依存症相談拠点機関連携会議」において、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報の共有化やネットワークの構築等を検討し、切れ目ない相談支援体制の強化を図ります。

◇ 依存症家族講座の実施

依存症治療拠点機関・依存症相談拠点機関において、家族の依存症に悩んでいる方が、依存症の知識や社会資源について学び、適切な関わり方や回復するための支援について理解し、同じ悩みを抱えた家族同士の繋がりを支援する家族講座を実施します。

◇ 『家族のためのワークブック』による情報提供

依存症の問題でお悩みのご家族向けに作成した『家族のためのワークブック』を活用し、依存症についての情報や本人が受け入れやすいコミュニケーションの方法、相談機関等の情報について周知を図ります。

◇ 精神保健福祉相談事業（再掲）

保健福祉事務所・センター、市保健所において、こころの健康について悩みがある方の電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。

◇ 事業者等の取組との連携（再掲）

事業者等が行う本人・家族申告によるアクセス制限の取組や面接相談と依存症相談拠点機関等との取組の連携を進めます。

◇ ケアラー支援専門員配置事業

ケアラーやヤングケアラーの支援者・支援機関（市町村、各種相談窓口等）のネットワーク構築や、複数の分野にまたがるなど市町村単独では対応が困難な事例の解決に向けた支援を行う「ケアラー支援専門員」を配置します。

◇ ケアラーコールセンター事業

ケアラーが、ケアしている家族等のことだけではなく、ケアラー自身の悩みや不安についても気軽に相談できるよう、ケアラーからの相談を一元的に受け付ける相談窓口を設けます。

- ・電話による相談（かながわケアラー電話相談）
- ・SNSを活用した相談（かながわヤングケアラー等相談LINE）

◇ ケアラー居場所づくり支援事業

ケアラーがケアに追われて社会から孤立しないよう、ケアラー同士のピアサポート、交流、息抜き、学習支援、情報収集等のための居場所づくりを支援します。

◇ かながわケアラー支援ポータルサイト

ケアラーや関係機関に相談窓口や利用できるサービスなどの情報を提供するとともに、県民の方にケアラーの置かれている状況などについて周知を図ります。

## オ 職域における支援の促進

### 【現状】

- ・ 「かながわ健康プラン21(第3次)」に基づき、県民の生涯を通じた健康づくりを実現するために、従業員の健康管理という観点から、職域の協力が不可欠であり、地域と職員の地域連携体制を整備するため「地域・職域連携推進協議会」を設置し、研修会や普及啓発を行っています。

### 【課題】

- ・ ギャンブル等依存症の回復には、職場の産業保健スタッフ等、職場における理解も必要なため、職域におけるギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を進める必要があります。

### 【施策】

#### ◇ 産業保健総合支援センターとの連携

産業保健総合支援センターに対して、ギャンブル等依存症に関するポスターやリーフレットを活用して情報共有を行い、職場における普及啓発を図ります。

#### ◇ 職域における普及啓発の推進（再掲）

市町村や産業保健関係者、企業等を構成員とした「地域・職域連携推進協議会」と連携し、職域におけるギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及と理解を促進します。

## (2) 治療支援体制の充実

---

### ア 医療提供体制の充実

#### 【現状】

- ・ 医療提供体制の充実を図るため、平成 30(2018)年 4 月に依存症に関する専門的な医療が提供できる「依存症専門医療機関」として 6 医療機関を選定するとともに、その中から、平成 31(2019)年 4 月に 2 医療機関を「依存症治療拠点機関」として選定し、依存症の医療提供体制の整備を図っています。
- ・ また、医療提供体制の実態や課題等、現状の把握を行うため、令和 2(2020)年度に「依存症に係る社会資源実態調査」を実施するとともに、毎年度「県民ニーズ調査」にて依存症に対するイメージや相談場所に関する理解度を測っています。

#### 【課題】

- ・ ギャンブル等依存症が疑われる人の数と医療機関の受診者数に大きな差があるため、ギャンブル等依存症の治療が可能な医療機関数の拡充や均てん化が必要であるとともに、治療可能な医療機関の周知を強化する必要があります。
- ・ 令和 2(2020)年度に県が実施した「依存症に係る社会資源実態調査」では、ギャンブル等依存症の本人及び家族等が適切に医療につながるために必要なこととして、医療機関同士の連携や症例、治療方法を含めた情報共有、定期的な連絡会議、研修会の実施等が挙げられたことから、こうしたことを踏まえ、精神科医療機関、依存症専門医療機関、相談機関等関係機関の連携のあり方を検討し体制強化を進めていく必要があります。

**【施策】**

◇ 依存症専門医療機関の指定

依存症の本人が地域で適切な医療が受けられることを目的として、「依存症専門医療機関」を選定し、依存症医療の均てん化と関係機関とのネットワーク化を図り、地域における依存症の医療提供体制を整備します。

また、専門医療機関となるために必要な研修の受講について、県内の医療機関への呼び掛けを行います。

◇ 依存症治療拠点機関を中心とした医療提供体制の充実

依存症治療拠点機関において、ギャンブル等依存症の治療の充実に向けた治療回復プログラムの実施や医療従事者を対象とした依存症の研修の実施、セミナー等の開催による普及啓発等の取組を行い、医療提供体制の充実を図ります。

◇ 地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業の実施

依存症治療拠点機関による、地域での連携による依存症患者の早期発見から、早期対応、地域資源への接続、継続的なサポートを一貫して実施する体制を整備し、依存症患者を適切な治療、支援に確実に結びつけることを目的としたモデル事業を実施します。

◇ 依存症治療拠点機関等連携会議における検討（再掲）

依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。

◇ 地域医療連携体制整備事業

依存症の本人が適切な医療を受けられるようにするため、依存症治療に係る地域医療機関への助言・指導、関係機関との連絡調整等を行うとともに、県内の依存症についての状況などの調査・研究を行います。

◇ かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供（再掲）

ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が必要な支援につながる  
ことができるよう、「かながわ依存症ポータルサイト」において、依存症の  
治療や支援に対応している県内の医療機関、自助グループや回復支援施  
設等の情報や、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供し  
ます。

## イ 医療の質の向上

### 【現状】

- ・ 依存症治療拠点機関において、依存症の医療の質の向上のため、医療従事者を対象とした研修を行っています。

### 【課題】

- ・ 医療体制の整備や質の向上を図ることにより、依存症である本人が適切な医療を受けられるように、引き続き医療従事者向けの研修等が必要です。
- ・ また、令和2年(2020)年度に県が実施した「依存症に係る社会資源実態調査」や、国が3年に1度実施するギャンブル等依存症実態調査等の結果を踏まえ、課題を整理し、取組を検討する必要があります。

### 【施策】

#### ◇ 依存症医療研修

依存症治療拠点機関において、医療機関に勤務する医療従事者等を対象とした、依存症に起因する精神症状の対応や依存症が背景にある疾患で治療を受けている潜在的な患者の早期発見、早期支援の対応等に関する研修を実施します。

#### ◇ 集団治療回復プログラムの普及

依存症から回復を目指す多くの方に対して、集団治療回復プログラムを提供できるよう取り組みます。

#### ◇ 依存症治療拠点機関等連携会議における検討(再掲)

依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。



## ウ 関係機関との連携体制の強化

### 【現状】

- ・ 様々な関係機関同士が連携し、切れ目ない支援を行えるよう、会議体を設置しています。

- ・ 県ギャンブル等依存症対策推進協議会  
(市町村、事業者、医療機関や回復支援施設等により構成)
- ・ 依存症治療拠点機関等連携会議  
(依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関により構成)
- ・ 依存症相談拠点機関連携会議  
(県及び政令市の依存症相談拠点機関により構成)
- ・ 地域依存症対策担当国会議  
(県精神保健福祉センター・保健福祉事務所・センター及び保健所により構成)
- ・ ギャンブル等依存症対策に係る庁内会議  
(消費生活、福祉、雇用、教育、警察等の関係所属により構成)
- ・ 市町村自殺・依存症対策主管課長会議  
(市町村自殺・依存症対策主管課、保健福祉事務所・センターにより構成)

### 【課題】

- ・ 依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関、市町村、事業者、医療機関、自助グループや回復支援施設等が連携し、医療提供体制の充実に向けた連携が必要です。

### 【施策】

#### ◇ 依存症治療拠点機関等連携会議における検討（再掲）

依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。

◇ 実態調査を踏まえた切れ目ない支援の検討

令和2(2020)年度に県が実施した「依存症に係る社会資源実態調査」や、国が3年に1度実施するギャンブル等依存症実態調査等の結果を踏まえて、ギャンブル等依存症の本人及び家族が必要な支援を受けられるよう、相談・治療・回復に向けた切れ目ない支援のあり方を検討し、取組につなげます。

◇ 県ギャンブル等依存症対策推進協議会における検討・連携（再掲）

市町村、事業者、医療機関や回復支援施設等を構成員とした「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」において、関係者同士が連携しながら、治療支援体制の充実に向けて検討し、取組につなげます。